

医療保険制度のお知らせ

後期高齢者医療制度 保険料見直しの年

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人などが加入する医療制度です。平成30年度は保険料の見直しの年で、31年度までの保険料や年間の上限額が変更されました。また、軽減特例も見直され、所得割額の2割軽減は廃止。保険料額は、納付通知書で確認してください。

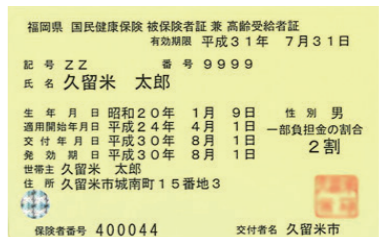
高額療養費の限度額を変更

健康保険で診療を受け、1カ月に支払った医療費が一定の基準を超えた場合、その分が払い戻されます。8月から、70歳以上の国民健康保険の被保険者と後期高齢者医療制度の被保険者の医療費の自己負担限度額が変わります。

国民健康保険証と高齢受給者証が一つに

自己負担限度額の詳細は、保険証に同封する書類で確認してください。現在使っている国民健康保険証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証を7月末までに届くように送

付します。国民健康保険証と70歳以上の人に交付している高齢受給者証が一つになり、「被保険者証兼高齢受給者証」となります。8月からは、このカードを使ってください。健康保険課(0942・30・9029、FAX 0942・30・9751)



カードには、一部負担金の割合が記載されます

久留米で働こう 合同会社説明会を開催 地元企業40社が集結

事前申し込みは不要

久留米市は、市内で働きたい学生や45歳までの仕事を探している人を対象に、合同会社説明会を開催します。会場には、地元企業40社が集まり、ブースで人事担当者が対応。申し込みは不要です。3社以上回ると、プロカメランの証明写真撮影などの特典があります。

参加企業など詳しくは、合同会社説明会事務局(西日本エリートスタツフ内、0942・46・1170) http://www.elite-staff.com) のホームページで紹介します。日時 8月11日(土)13時~16時 会場 久留米シティプラザ 大会議室 労政課(0942・30・9046、FAX 0942・30・9707)



昨年の説明会の様子

新しい保険証は薄緑色です



30年度の納付通知書は、7月11日(水)に送付予定です。現在使っている水色の保険証の有効期限は、7月31日(火)です。8月からは7月

介護保険制度が改正

現役並みの所得の人負担3割に

利用者負担割合の判定基準

65歳以上の人	本人の合計所得金額が220万円以上	同一世帯の本人を含む65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯の場合は340万円以上、2人以上の場合は463万円以上	3割負担
		上記以外の場合	2割負担
	本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	同一世帯の本人を含む65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が、単身世帯の場合は280万円以上、2人以上の場合は346万円以上	2割負担
		上記以外の場合	1割負担
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割負担

変更は8月から

負担の公平性を確保しながら、将来も制度を持続できるように、介護保険制度が改正されます。

介護サービスを利用する際、利用者はその一定割合を負担します。65歳以上で、一定以上の所得がある人の負担割合は、8月から3割になります。月々の負担が高額になったときは、申請することで、上限額を超えた分が後から払い戻される制度もあります。

負担割合証を郵送

介護保険の認定を受けている人に、負担割合を記載した介護保険負担割合証を7月上旬に届くように送付します。有効期限は、8月から1年間です。介護サービスを利用する時は、介護保険被保険者証と一緒に、サービス事業者や介護施設に提示してください。

食費などの軽減制度も

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、ショートステイなどを利用する際に、市民税非課税世帯で預貯金などが基準額に満たない人は、食費や居住費、滞在費が軽減される制度があります。

軽減を受けるには、負担限度額認定証の提示が必要です。申請は介護保険課、各総合支所市民福祉課で受け付けます。申請には本人や配偶者の通帳など、資産の分かる物の写しと印鑑が必要です。郵送でも申請できます。

現在使っている認定証の有効期限は、7月31日(火)です。認定を受けている人には、6月下旬に更新案内を送付しています。8月31日(金)までに申請してください。介護保険課(0942・30・9205、FAX 0942・30・36845)

市民会館跡地が7月から市役所駐車場に

市民会館の建物跡地が、7月17日(火)から市役所駐車場として利用できるようになります。駐車場は北側が入り口です。

市役所駐車場の他、「ライオンパーク小鳥の森」と「リパーク久留米日吉町」2カ所の民間駐車場を1時間無料で利用できます。駐車券を持って、1階総合案内で駐車サービス券を受け取ってください。

財産管理課(0942・30・9059、FAX 0942・30・9712)

本庁舎周辺駐車場マップ

